

一般社団法人日本スポーツ歯科医学会認定制度規則

第1章 総則

- 第1条 本制度は、スポーツ歯科医学の専門的知識と技能、経験を有する歯科医師、歯科衛生士ならびに歯科技工士を養成することにより、スポーツ歯科医学の発展と向上を図り、競技者やスポーツ愛好家の口腔保健と安全に貢献することを目的とする。
- 第2条 第1条の目的を達成するため、一般社団法人日本スポーツ歯科医学会（以下、学会）は、学会認定医（名称：スポーツ歯科認定医、以下、認定医）、学会専門医（名称：スポーツ歯科専門医、以下、専門医）、学会指導医（名称：スポーツ歯科指導医、以下、指導医）、学会認定スポーツデンタルハイジニスト（以下、SDH）、学会認定マウスガードテクニカルインストラクター（以下、MGTI）、学会認定マウスガード研修施設（以下、MG研修施設）および学会認定マウスガード講習会（以下、MG講習会）に関する制度を定め、本制度の運用に必要な事業を行う。
- 第3条 認定医とは、一定のスポーツ歯科医学の専門的知識と技能、経験を有し、競技者やスポーツ愛好家の口腔保健と安全に貢献する歯科医師を指す。
- 第4条 専門医とは、高度なスポーツ歯科医学の専門的知識と優れた技能、経験を有し、競技者やスポーツ愛好家の口腔保健と安全に貢献する歯科医師を指す。
- 第5条 指導医とは、スポーツ歯科医学の発展と向上を図り、競技者やスポーツ愛好家の口腔保健と安全に貢献する認定医等の指導に秀でた力量を有する歯科医師を指す。
- 第6条 SDHとは、競技者やスポーツ愛好家の口腔衛生指導管理能力に優れ、かつスポーツ傷害の安全対策に貢献する歯科衛生士を指す。
- 第7条 MGTIとは、スポーツ歯科医学の学識を有し、マウスガード技工（以下、MG技工）に関する指導能力を有する歯科医師ならびに歯科技工士を指す。MGTIはMG講習会およびMG研修施設等において、MG技工に関する実習指導に携わることができる。
- 第8条 MG研修施設とは、スポーツ歯科医学に関する学識を教授し、MG技工等に関する実習指導を行うことができる大学、病院ならびに各種の団体等を指す。
- 第9条 MG講習会とは、指導医若しくは専門医、MG研修施設が責任を持って開催する講習会を指し、スポーツ歯科医学に関する学識の教授およびMG技工等に関する実習を実施するものとする。

第2章 認定委員会

- 第10条 学会は、認定の適否を審議するため、認定委員会を置く。
- 2 認定委員会の委員（以下、認定委員）は、別に定める学会認定制度施行細則（以下、施行細則）の定めるところにより、学会理事長が委嘱する。
 - 3 認定委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第11条 認定委員会に委員長1名および副委員長1名を置く。
- 2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。
 - 3 委員長は、委員会を招集し、委員会業務を統括する。
 - 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 第12条 認定委員会は、委員会は委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 2 委員会の議事は、委員長を除く出席者の3分の2以上で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
 - 3 委員会は、必要と認めるとき、委員以外の者の出席を認めることができる。
- 第13条 認定委員会は、次の事務を行う。
- (1) 第15条、第21条、第27条、第33条に規定する認定の審査、認定試験および認定
 - (2) 第39条、第45条、第51条に規定する認定の審査および認定
 - (3) 第19条、第25条、第31条、第37条、第43条、第49条に規定する認定の登録および認定証の交付
 - (4) 第55条に規定する認定の更新の審査および決定
 - (5) 第58条に規定する認定の資格喪失の審査
 - (6) 認定研修会およびアドバンスドセミナー等の企画・運営
 - (7) 研修カリキュラムの作成
 - (8) 認定制度実施に必要な各種様式の作成

(9) その他認定委員会の運営に必要な事項

第14条 認定委員会は、施行細則の定めるところにより、必要に応じて小委員会を置くことができる。

第3章 認定医の認定と登録

第15条 認定医の資格を得ようとする者は学会に申請し、認定委員会の審査および認定試験を受けなくてはならない。

第16条 認定医の申請は、次の各号を満たす者に限られる。

- (1) 日本国歯科医師の免許を有し、歯科医師としての人格および識見を備えていること
- (2) 認定医の申請時に、引き続き通算3年以上の学会正会員歴を有し、申請時に正会員であること
- (3) 認定医の申請時に、通算5年以上（臨床研修を含む）の歯科診療従事経験を有すること
- (4) 認定医の申請時に、別に定める一般社団法人日本スポーツ歯科医学会認定医の認定に関する規則（以下、認定医規則）の定めるところによる研修カリキュラムを履修していること

第17条 認定医の審査を受けようとする者は、認定医審査料を添えて、認定医規則に定める申請書類一式を認定委員会に提出しなければならない。認定医審査料は認定医規則に定める。

第18条 第17条に定める申請書類一式に基づいて、認定委員会が審査および認定試験を行い、認定委員3分の2以上の賛成をもって、合格とする。認定試験の内容については認定医規則に定める。

第19条 認定審査に合格して、認定医登録料を納付した者に対して、理事会の議を経て認定医と認定、登録し認定証を交付する。認定医登録料は認定医規則に定める。

第20条 認定医の有効期間は認定した期日から5年経過後の12月31日までとする。更新を希望する者は第55条に定める審査を受けなければならない。

第4章 専門医の認定と登録

第21条 専門医の資格を得ようとする者は学会に申請し、認定委員会の審査および認定試験を受けなくてはならない。

第22条 専門医の申請は、次の各号を満たす者に限られる。

- (1) 専門医の申請時に、認定医の資格を有し、認定医取得後3年以上経過していること
- (2) 専門医の申請時に、通算6年以上の学会正会員歴を有し、申請時に正会員であること
- (3) 専門医の申請時に、通算8年以上（臨床研修を含む）の歯科診療従事経験を有すること
- (4) 専門医の申請時に、別に定める一般社団法人日本スポーツ歯科医学会専門医の認定に関する規則（以下、専門医規則）の定めるところによる研修カリキュラムを履修していること

第23条 専門医の審査を受けようとする者は、専門医審査料を添えて、専門医規則に定める申請書類一式を認定委員会に提出しなければならない。専門医審査料は、専門医規則に定める。

第24条 第23条に定める申請書類一式に基づいて、認定委員会が審査および認定試験を行い、認定委員3分の2以上の賛成をもって、合格とする。

第25条 認定審査に合格して、専門医登録料を納付した者に対して、理事会の議を経て専門医と認定、登録し認定証を交付する。専門医登録料は、専門医規則に定める。

第26条 専門医の有効期間は認定した期日から5年経過後の12月31日までとする。更新を希望する者は第55条に定める審査を受けなければならない。

2 専門医資格取得をもって認定医の資格を喪失する。

第5章 指導医の認定と登録

第27条 指導医の資格を得ようとする者は学会に申請し、認定委員会の審査を受けなくてはならない。

第28条 指導医の申請は、次の各号を満たす者に限られる。

- (1) 指導医の申請時に、専門医の資格を有し、専門医取得後6年以上経過していること
- (2) 指導医の申請時に、通算12年以上の学会正会員歴を有し、申請時に正会員であること
- (3) 指導医の申請時に、通算14年以上（臨床研修を含む）の歯科診療従事経験を有すること
- (4) 学会理事1名の推薦を受けていること
- (5) 別に定める一般社団法人日本スポーツ歯科医学会指導医の認定に関する規則（以下、指導医規則）の定めるところによる条件を満たし、指導医にふさわしい業績を有すること

第29条 指導医の審査を受けようとする者は、指導医審査料を添えて、指導医規則に定める申請書類を認定委員会に提出しなければならない。指導医審査料は、指導医規則に定める。

第30条 第29条に定める申請書類一式に基づいて、認定委員会が審査を行い、認定委員3分の2以上の賛成をもって、合格とする。

第31条 指導医認定審査に合格して、指導医登録料を納付した者に対して、理事会の議を経て指導医と

- 認定、登録し認定証を交付する。指導医登録料は、指導医規則に定める。
- 第32条 指導医の有効期間は認定した期日から5年経過後の12月31日までとする。更新を希望する者は第55条に定める審査を受けなければならない。
- 2 指導医資格取得をもって専門医も資格更新がなされたものとする。

第6章 SDHの認定と登録

- 第33条 SDHの資格を得ようとする者は学会に申請し、認定委員会の審査および認定試験を受けなくてはならない。
- 第34条 SDHの申請は、次の各号を満たす者に限られる。
- (1) 日本国歯科衛生士の免許を有し、歯科衛生士としての人格及び識見を備えていること
 - (2) SDHの申請時に、通算1年以上の学会正会員歴もしくは準会員歴を有すること
 - (3) SDHの申請時に、別に定める一般社団法人日本スポーツ歯科医学会認定スポーツデンタルハイジニストの認定に関する規則（以下、SDH規則）の定めるところによる研修カリキュラムを履修していること
- 第35条 SDHの審査を受けようとする者は、SDH審査料を添えて、SDH規則に定める申請書類一式を認定委員会に提出しなければならない。SDH審査料は、SDH規則に定める。
- 第36条 第35条に定める申請書類一式に基づいて、認定委員会が審査および認定試験を行い、認定委員3分の2以上の賛成をもって、合格とする。
- 第37条 SDH認定審査に合格して、SDH登録料を納付した者に対して、理事会の議を経てSDHと認定、登録し認定証を交付する。SDH登録料は、SDH規則に定める。
- 第38条 SDHの有効期間は認定した期日から5年経過後の12月31日までとする。更新を希望する者は第55条に定める審査を受けなければならない。

第7章 MGTIの認定と登録

- 第39条 MGTIの資格を得ようとする者は学会に申請し、認定委員会の審査を受けなくてはならない。
- 第40条 MGTIの申請は、次の各号を満たす者に限られる。
- (1) 日本国歯科医師あるいは日本国歯科技工士の免許を有し、歯科医療従事者としての人格及び識見を備えていること
 - (2) MGTIの申請時に、通算1年以上の学会正会員歴もしくは準会員歴を有すること
 - (3) MGTIの申請時に、MG講習会等における実習指導の経験を有すること
 - (4) MGTIの申請時に、別に定める一般社団法人日本スポーツ歯科医学会認定マウスガードテクニカルインストラクターの認定に関する規則（以下、MGTI規則）の定めるところによる研修カリキュラムを履修していること
- 第41条 MGTIの審査を受けようとする者は、MGTI 審査料を添えて、MGTI 規則に定める申請書類一式を認定委員会に提出しなければならない。MGTI 審査料は、MGTI規則に定める。
- 第42条 第41条に定める申請書類一式に基づいて、認定委員会が審査を行い、認定委員3分の2以上の賛成をもって、合格とする。
- 第43条 認定審査に合格して、MGTI登録料を納付した者に対して、理事会の議を経てMGTIと認定、登録し認定証を交付する。MGTI登録料は、MGTI規則に定める。
- 第44条 MGTIの有効期間は認定した期日から5年経過後の12月31日までとする。更新を希望する者は第55条に定める審査を受けなければならない。

第8章 MG研修施設の認定と登録

- 第45条 MG研修施設の認定を得ようとする施設の代表者は学会に申請し、認定委員会の審査を受けなくてはならない。
- 第46条 MG研修施設は次の各号を満たすものに限られる。
- (1) MG研修施設として、相応しい器具備品ならびに図書等を有していること
 - (2) 研修指導責任者として、指導医1名あるいは教授能力に優れた専門医が2名以上所属していること
 - (3) スポーツ歯科医学に関連する課題について、定期的に教育研修が行われていること
- 第47条 MG研修施設の審査を受けようとする者は、MG研修施設審査料を添えて、一般社団法人日本スポーツ歯科医学会認定マウスガード研修施設の認定に関する規則（以下、MG研修施設規則）に定める申請書類一式を認定委員会に提出しなければならない。MG 研修施設審査料は、MG 研修施設規則に定める。
- 第48条 第47条に定める申請書類一式に基づいて、認定委員会が審査を行い、認定委員3分の2以上の賛

成をもって、認定とする。

- 第49条 認定審査に合格して、MG研修施設登録料を納付した施設に対して、理事会の議を経てMG研修施設と認定、登録し認定証を交付する。MG研修施設登録料は、MG研修施設規則に定める。
- 第50条 MG研修施設の有効期間は認定した期日から5年経過後の12月31日までとする。更新を希望する施設は第55条に定める審査を受けなければならない。

第9章 MG講習会の認定

- 第51条 MG講習会の認定を得ようとする講習会の責任者は学会に申請し、認定委員会の審査を受けなくてはならない。
- 第52条 MG講習会は次の各号を満たすものでなければならない。
(1) MG講習会として、相応しい講習内容を有していること
(2) MG講習会の講師として、教授能力に優れた指導医が1名以上、または専門医が2名以上担当していること
- 第53条 MG講習会の審査を受けようとする者は、施行細則に定める申請書類一式を認定委員会に提出しなければならない。
- 第54条 第43条に定める申請書類一式に基づいて、認定委員会が審査を行い、認定委員3分の2以上の賛成をもって、認定とする。

第10章 資格更新

- 第55条 認定医、専門医、指導医、SDH、MGTI、ならびにMG研修施設（以下、認定資格とする）の資格更新を希望する者（MG研修施設の場合は代表者）は、審査を受けなければならない。
- 第56条 認定資格の更新を希望する者（MG研修施設の場合は代表者）は、更新審査料を添えて、申請書類一式を認定委員会に提出しなければならない。更新審査料および申請書類一式については、認定医は認定医規則に、専門医は専門医規則に、指導医は指導医規則に、SDHはSDH規則に、MGTIはMGTI規則に、MG研修施設はMG研修施設規則に定める。
- 第57条 第56条に定める申請書類一式に基づいて、認定委員会が審査を行い、認定委員3分の2以上の賛成をもって、資格更新とする。

第11章 認定の資格喪失

- 第58条 認定資格は次の各号に該当する場合は、認定委員会の議を経て、理事会の承認により、その資格を喪失する。
(1) 本人が資格の辞退を申し出た場合（MG研修施設の場合は、代表者）
(2) 日本国歯科医師免許等を喪失した場合（MG研修施設の場合は、代表者）
(3) 学会会員資格を喪失した場合（MG研修施設の場合は、代表者）
(4) 第10章に規定する認定の資格更新の手続き行わなかった場合
(5) 認定委員会で認定の資格が不相当と認めた場合
- 第59条 第58条の規定により、認定の資格を喪失した者であっても、喪失の事由が消滅したときは、再び認定の資格を申請することができる。

第12章 経過措置

- 第60条 認定制度施行年から5年間においては、経過措置が執られる。経過措置については、認定資格の各規則に定める。

第12章 補則

- 第61条 会員は、認定委員会の決定に関する異議を理事会に申立てることができる。
- 第62条 この規則を変更する場合は理事会の議を経て、社員総会の承認を必要とする。
- 第63条 この規則の施行について、必要な事項は認定委員会の議を経て理事会が施行細則に定める。

附 則

- 1 本規則は、令和4年12月3日より施行し、令和5年4月1日より適用する。
- 2 本規則は、令和5年6月26日より施行する。